

令和6年6月定例会

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和6年6月21日

場 所 第3委員会室

令和6年6月21日（金曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

県土整備部

1. 県土整備部における災害に強い県土づくりの取組について
2. 県土整備部における災害復旧・復興の取組について

○協議事項

1. 県内調査について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（10人）

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	齊藤	了介
委員		坂口	博美
委員		山下	寿
委員		川添	博
委員		山内	いっとく
委員		重松	幸次郎
委員		今村	光雄
委員		山内	佳菜子
委員		黒岩	保雄

欠席委員（1人）

委員		丸山	裕次郎
----	--	----	-----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	桑畑	正仁
--------	----	----

県土整備部次長 (総括)	井上	大輔
-----------------	----	----

県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	松山	英雄
-------------------------	----	----

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	中原	学
------------------------	----	---

高速道対策局長	栗山	健作
---------	----	----

管理課長	鬼塚	保行
------	----	----

技術企画課長	植村	幸治
--------	----	----

道路建設課長	田中	智也
--------	----	----

道路保全課長	椎葉	倫男
--------	----	----

河川課長	和田	安生
------	----	----

ダム対策監	山下	修
-------	----	---

砂防課長	小倉	浩嗣
------	----	----

港湾課長	岩切	靖考
------	----	----

都市計画課長	松田	豪紀
--------	----	----

美しい宮崎づくり 推進室長	村岡	昭彦
------------------	----	----

建築住宅課長	松田	真二
--------	----	----

高速道対策局次長	岩切	道雄
----------	----	----

事務局職員出席者

政策調査課主幹	野中	啓史
---------	----	----

政策調査課主任主事	唐崎	吉彦
-----------	----	----

○佐藤委員長 それでは、ただいまから、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

3、概要説明として、執行部から、県土整備部に出席いただき、災害に強い県土づくりの取組や災害復旧・復興の取組について、体制づくりや人材育成の内容を含めた形で説明を受けることとしております。

執行部への質疑の後に、4、協議事項として、

県内調査や県外調査等について御協議いただき
たいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それ
は、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたしま
す。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん、おはようございます。

本日は、県土整備部に御出席いただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手
元に配付の配席表に代えさせていただきたいと
存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○桑畑県土整備部長 県土整備部でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

今朝のニュースで、鹿児島県で線状降水帯の
発生のニュースがございました。このように近
年、気候変動に伴いまして、大規模な風水害が
激甚化・頻発化しております。

また、能登半島地震では、公共施設、インフ
ラなどに甚大な被害が発生いたしました。

本県でも、南海トラフ地震が想定されてお
りますので、事前の防災対策としまして、県土の
強靱化を進める必要があると考えております。

本日は、県土整備部における災害に強い県土
づくり、災害復旧・復興の取組につきまして、
関係課長等から御説明いたしますので、よろ
しくお願いいたします。

○植村技術企画課長 技術企画課でございます。

県土整備部における災害に強い県土づくりの

取組について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

国土強靱化を推進する枠組みを示しており
ます。

強靱化を進める上での指針となる、国が定め
る国土強靱化基本計画に基づき、本県におきま
しても国土強靱化地域計画を策定しております。

計画の推進に当たっては、平成30年度から令
和2年度までの3か年緊急対策、令和3年度か
ら令和7年度までの5か年加速化対策、これら
の予算を活用して県土の強靱化を推進している
ところです。

次に、4ページを御覧ください。

現在取り組んでおります5か年加速化対策の
予算につきましては、表にありますとおり、令
和6年度は4年目になります。

前倒しで取組が進んでおり、4年目の予算は
令和5年度の補正予算で措置されております。

これまでの合計で、約83%の予算が措置され
ております。

次に、5ページを御覧ください。

本県におけるこれまでの国土強靱化の予算の
推移につきまして、赤色の部分が、平成30年度
から令和2年度までの3か年緊急対策で約332億
円、緑色の部分が令和3年度からの5か年加速
化対策で、4年目までの合計が約670億円となっ
ております。

これらを合わせまして、平成30年度からの7
年間において、国の補助・交付金事業で、約1,000
億円を確保してきたところです。

また、グラフの一番上の黄色の部分は、国の
強靱化予算と一体的に執行することで一層の効
果を発現する県単独事業の国土強靱化特別枠予
算で、総額約334億円を確保してきたところです。

次に、6ページを御覧ください。

本県における強靱化対策は、3か年緊急対策や5か年加速化対策予算の活用により着実に推進しており、具体的には、東九州自動車道の開通や4車線化の事業着手、河道掘削やインフラ施設の老朽化対策などの取組が進められています。

効果の一例としまして、令和4年台風第14号では、過去の災害と比較すると浸水戸数の減少など、防災・減災対策の効果が見られたところです。

しかしながら、いまだ浸水被害・公共施設の被害が甚大であること、本県の高速道路や国県道の整備は他県と比べて遅れていること、老朽化したインフラ施設の対応が残っていることなどから、県土の強靱化はまだ道半ばであり、継続的・安定的な予算の確保が重要な課題となっております。

次に、7ページを御覧ください。

国においては、安定的な国土強靱化の推進を求める地方からの声を受け、5か年加速化対策後も引き続き計画的かつ着実な施策の推進を図るため、昨年6月に国土強靱化基本法を改正し、計画期間や事業規模などを定める国土強靱化実施中期計画の策定を新たに位置づけました。

5か年加速化対策後は、この実施中期計画に基づき強靱化の施策が実施されることから、引き続き県土の強靱化を進めるために、先月実施した国への提案要望では、実施中期計画の早期策定と予算・財源の確保を盛り込んだところであります。

続いて、8ページを御覧ください。

こちらのページから次のページにかけて、新・宮崎県地震減災計画における具体的な減災対策と令和6年度の主な取組内容を記載しております。

これらの取組を含む県土整備部における防災・減災の取組につきましては、この後、各項目ごとに説明をさせていただきます。

技術企画課からは以上でございます。

○栗山高速道対策局長 資料の10ページを御覧ください。

災害に強い県土づくりの取組のうち、道路関係につきまして御説明をいたします。

左側の四角囲みが高規格道路の整備についてでございます。

昨年の3月に東九州自動車道の清武南から日南北郷間が開通しまして、これによりまして国道220号とのダブルネットワークとしての代替機能を発揮できるようになっております。

こちらの資料では、事例としまして、昨年7月の大雨の際の状況を記載しておりますが、この際は、国道220号の宮崎市内海から日南市伊比井までの区間が雨量規制によって通行止めとなっておりました。その際に東九州自動車道が迂回道路となって、代替路としての機能を発揮したところでございます。

そして、まさに昨晚からの前線性の大雨によりまして、こちら220号につきましては2か所、事前通行規制、雨量規制による事前通行止めが発生しておりまして、現在も日南市の区間、宮浦から風田の区間につきましては、依然として通行止めとなっております。現在におきましても、東九州自動車道が迂回路としての機能を発揮しているといった、そのような状況でございます。

次に、右側の四角囲み、3段になってございますが、その一番上の四角囲みを御覧ください。

緊急輸送道路の整備でございます。緊急輸送道路となっております国道219号、越野尾工区の整備状況でございまして、整備前には、大雨に

よりまして道路のり面が崩壊し、通行止めとなっておりましたが、過去の被災箇所を迂回する形で、災害に強い道路として整備が完了しておるところでございます。

次に、中段の四角囲みを御覧ください。

緊急輸送道路における橋梁の耐震化の事例でございます。国道218号でございますが、こちら南海トラフ地震の発生時におきましては、全国また九州各地から救命救急活動を行うために、九州の西側から東側の沿岸に向かって一斉に道路啓開を行います。いわゆる九州東進作戦の要となる道路でございますが、こちら優先的に橋梁の耐震化を進めているところでございます。

一番下の下段になりますが、こちら緊急輸送道路で進めております無電柱化の事例でございます。国道222号でございますが、地震や台風などによりまして、例えば電柱が倒壊して、道路が通行止めとなる事象も多々発生するおそれがございます。この無電柱化を進めることによりまして、そのようなリスクを軽減することができると、そういった取組でございます。

以上が、道路関係の主な取組状況でございます。

○小倉砂防課長 砂防課でございます。

砂防課における災害に強い県土づくりの取組について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

土砂災害に関する啓発活動の取組としまして、地域にふさわしい防災力の強化のため、上段左側及び真ん中の写真のように、小中学生や地区住民を対象とした土砂災害防止教室・講座の開催や、上段右側の写真のように、土砂災害を想定した住民参加型避難訓練の実施など、市町村や民間と連携しながら実施しております。

次に、土砂災害対策等の充実のため、土砂災

害防止工事を推進しており、下段左側の写真の砂防堰堤や、下段真ん中及び右側の写真のように、急傾斜地崩壊防止施設として、のり枠や擁壁の整備を実施しております。

最後に、土砂災害警戒区域等の危険箇所の調査・周知のため、土砂災害の危険性のある区域において、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域として指定を行い、市町村ハザードマップへ反映していただくことで、危険箇所の周知を図っております。

なお、本県の土砂災害警戒区域指定状況は、令和6年3月末時点で1万5,281区域でございます。

今後も、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進し、災害に強い県土づくりに取り組んでまいります。

砂防課につきましては以上であります。

○岩切港湾課長 港湾課であります。

港湾における災害に強い県土づくりの取組について御説明します。

資料の12ページを御覧ください。

まず、細島港につきましては、左上の写真、右端の赤囲みしております余島防波堤において、粘り強い構造化を行っており、津波時の防波堤の倒壊を防止いたします。

次に、中ほどの赤破線囲みが、現在整備中の16号岸壁であります。

その下の2つの赤丸が港の利用者の安全を確保するため整備した津波避難施設であります。

下段右側の写真を御覧ください。

こちらは、先月の5月22日に国、県、市で連携して実施した支援物資の海上輸送訓練の様子であります。

能登半島地震では道路が寸断され、支援物資の輸送に支障が生じたことは報道されたとおり

であります。

このことから、海上による救援物資の積み下ろし訓練を実施しました。

今回の訓練は、熊本県の八代港を基地港とする国交省の船、これを細島港に入港するという想定で実施されております。

今後も、このような訓練を県内の重要港湾において実施していくこととしております。

次のページ、13ページを御覧ください。

油津港と宮崎港の取組についてであります。

左側に油津港をお示ししています。

写真中ほどの赤実線で示している第10岸壁の耐震化を進めるとともに、下の赤囲みにある東外防波堤において粘り強い構造化を実施しております。

右側の宮崎港の写真を御覧ください。

赤囲み3つがございますけれども、ここに津波避難高台、これを整備しております。

港湾課については以上であります。

○松田都市計画課長 14ページを御覧ください。

都市計画における災害に強い県土づくりの取組について説明をいたします。

まず、1、津波避難施設の整備についてです。

津波避難対策緊急事業計画に基づき、市町による津波避難施設の整備が進められており、都市局予算では、令和3年度末までに7市町において23か所が完成しておりまして、今年度からは、延岡市が新たに4か所の整備に取り組んでいるところです。

次に、2、安全・安心な生活環境の整備についてです。

(1) 密集市街地の整備、防災空間の確保につきましては、地震時の建築物の倒壊などによる人的被害を軽減するため、延岡市の岡富古川地区など4地区にて土地区画整理事業を進めて

おります。

また、(2) 避難場所・避難経路の整備につきましては、都城市の山之口運動公園など4か所にて避難場所を、宮崎市の旭通線など9か所にて避難経路の整備をしております。

15ページを御覧ください。

1、地震・津波災害に強いまちづくりの推進についてです。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定が見直されることとなっておりますが、それを踏まえ、津波により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域として津波災害警戒区域を県が指定することとしております。

右上に模式図がございますが、こちらは津波災害警戒区域図に基準水位を表示するもので、これは建物への津波のせき上げ高さを考慮しておりまして、避難する上での安全な高さを示すことで、より具体的な警戒避難体制の整備が可能となります。

左側のフローに戻っていただきまして、市町はこの基準水位を基に、社会福祉施設や学校などの避難施設の指定などについて、地域防災計画を改定することとなりますが、指定を受けた施設の管理者は、避難計画の作成、公表、さらに避難訓練の実施と市町長への報告が義務化されます。

右のフローの今後の流れですが、県は、津波災害警戒区域図を作成し、地域住民への周知など関係市町と連携しながら、指定に向け取り組んでまいります。

次に、2、下水道の早期復旧のための体制整備についてです。

下水道機能の継続、早期回復を図るため、下

水道BCP対策マニュアルが国により公表されております。

この公表を受け、下水道施設を有する全ての市町村で策定が完了しているところです。

また、下水道災害における情報伝達訓練を九州・山口ブロックで毎年実施しているところです。

都市計画課の説明は以上です。

○松田建築住宅課長 続きまして、災害に強い県土づくりの取組の建築物について御説明いたします。

委員会資料の16ページを御覧ください。

主な取組としましては、一番上の青線の囲みのところでございますけれども、令和2年の時点で84%であった住宅の耐震化率を、令和7年度に90%とすることを目標に、市町村と連携して支援事業を行っております。

また、能登半島地震の発生を受けまして、県民の関心が高まっているこの時期に、木造住宅の耐震化について重点的に啓発を行っているところであります。

まず、資料左側の木造住宅耐震化の支援制度であります。

ステップ1で耐震診断を行う場合、最大で13万6,000円の補助が受けられます。

診断により耐震性が低いと判定された住宅に対し、ステップ2の①総合支援制度による耐震改修工事を行う場合は最大で100万円を、②安全住宅住替え制度により除却や建て替えを行う場合は、資料に記載のとおり補助を行う制度がございます。

いずれの補助制度も市町村が耐震化に取り組む住宅の所有者等に補助を行う場合、国と県が市町村に経費の一部を支援するスキームであります。

その下の耐震化の効果としましては、南海トラフ地震などの大規模災害において、住宅の耐震化率を90%へ高めることなどにより、人的被害が約1万5,000人から約2,700人に軽減できると推計されており、住宅の耐震化率向上に向けて取り組んでいるところであります。

続きまして、資料右側の木造住宅耐震化緊急啓発事業であります。

こちらは、今年2月の補正予算で新規事業として実施しているものであります。

能登半島地震の発生を受け、県民の関心が高まっている中で、木造住宅の耐震化の取組につながるため、テレビやラジオのCM、新聞広告、バス車内広告等、多様な広報媒体による啓発を集中的に行い、関心を持たれた方が気軽に相談できる専用相談窓口を設置し、相談者の要望に応じてアドバイザーの派遣を行っております。

これらの取組により、既存の支援制度を活用した耐震化のさらなる促進を図るものであります。

続きまして、その下、被災建築物・宅地応急危険度判定体制の整備であります。

南海トラフ地震などによる被災時に、地震後の二次被害に対し、県民の安全を確保するため、応急危険度判定活動を迅速に実施する必要があります。

そのため、応急危険度判定士養成講習会の実施や連絡訓練、判定資機材の備蓄等を行っているところであります。

能登半島地震における被災建築物応急危険度判定活動では、3万7,055棟の家屋について判定が実施されており、1月2日から21日までの20日間で、延べ2,672人の応急危険度判定士が派遣され、現地で活動を行っております。

説明は以上であります。

○和田河川課長 河川課でございます。

河川における取組について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

河川では、流域のあらゆる関係者で行う流域治水対策により、ハード・ソフト一体となった水災害対策を推進しております。

左上の図、流域治水のイメージを御覧ください。

流域治水は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川区域における堤防の整備や河道掘削などの対策をより一層加速させるとともに、河川区域外においても、森林整備や治山対策、利水ダムの活用、水田貯留やため池等の活用など、流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組んでおります。

ページ右側を御覧ください。

流域治水対策のメニューを記載しております。

下の写真は、ハード対策の一つである河道掘削の状況であります。

その下に、進捗状況をまとめておりますが、国の国土強靱化3か年緊急対策予算により、158河川において約200万立米を実施し、現在取り組んでおります5か年加速化対策予算では、52河川において約200万立米の河道掘削を計画しております。

左下の図を御覧ください。

ソフト対策としまして、浸水想定区域図の作成にも取り組んでおります。

進捗状況ですが、県が管理する478河川全てを対象に、令和7年度までに全て完了する計画で取り組んでおります。

続いて、18ページを御覧ください。

次に、県土整備部における災害復旧・復興の取組についてであります。

大規模災害時における災害復旧工事の対応と

して、まず、市町村や土木事務所等への応援態勢の状況です。

概念図にありますように、図の右側、国からは、リエゾンと呼ばれる情報連絡員の派遣やTEC—FORCEと呼ばれる緊急災害対策派遣隊による支援等が行われております。

また、図の上、県土整備部においても応援制度により、土木事務所や市町村への支援を行っております。

このほか、宮崎県建設技術推進機構からの、市町村への技術相談対応等の支援や、災害復旧エキスパートによる、市町村への助言・指導等のほか、全国防災協会の認定を受けた災害復旧技術専門家による、県・市町村への支援・助言がございます。

19ページを御覧ください。

次に、建設関係団体との協力体制であります。

県土整備部では、大規模災害発生時の備えとして、建設業協会等と応急対策業務等に関する協定を締結しております。

具体的には、災害対策本部が設置される規模の災害時に、図の下側、土木事務所等から、各地区の協会に協力を要請し、被害情報の収集、応急対策業務などを実施していただいております。

また、災害が集中するなどし、各地区の協会だけでの対応が困難な場合には、図の上側、本庁を通じて、各協会の本部に広域支援の協力を要請し、地区の枠を超えた協力体制により、対応いただいております。

20ページを御覧ください。

最後に、能登半島地震における復旧に係る県土整備部の対応について、御紹介させていただきます。

県土整備部では、地震が発生した1月から、

仮設住宅支援、被害家屋調査、災害査定支援などの業務で、延べ14名を派遣しており、のうち2名は現在もそれぞれ石川県庁、輪島市役所で支援業務に従事しているところです。

また、今後の被災地支援が、より効果的に実施できるよう、派遣した職員による報告会を実施しております。

現地状況の生の声を聞くことで、部内職員の災害対応への意識向上が図られたところです。

説明は以上であります。

○佐藤委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、委員の御発言をお願いいたします。

○山内佳菜子委員 御説明ありがとうございます。

16ページ目の木造住宅耐震化緊急啓発事業についてお伺いしたいと思います。

相談窓口を設置されたということですが、これまでの相談件数ですとか相談内容といったことをお伺いできたらと思います。

○松田建築住宅課長 相談窓口につきましては、一本化させていただきまして、宮崎県建築住宅センターというところで相談を受け付けておりますけれども、相談事業、窓口事業を開始しまして、昨日までに127件の相談を受けておりまして、その多くが補助事業に関する説明と伺っております。

○山内佳菜子委員 ありがとうございます。127件という数字が、比較が難しいとは思いますが、例えば昨年度までの相談件数ベースで多いのか少ないのか。県としての手応えのようなものがあたらお伺いしたいんですけども。

○松田建築住宅課長 詳しい昨年度の数字はご

ざいませんけれども、先月末までに全市町村訪問いたしまして、各主管課の状況等を聞きますと、窓口の127件の件数等を見ましても増えているという形で考えております。

また、市町村につきましては、窓口の一本化について、いろいろ負担が減ったということで、喜ばれているところがございます。

○山内佳菜子委員 迅速に設置いただいて、ありがたい事業だなと思います。あと、このときに2月の議会で御報告、御説明いただいていたこととしては、特に能登半島地震でも高齢化、過疎化の地域での被災が大きかったと。耐震化が進んでないところは、高齢者の方が多いというようなお話もありました。

それで、県としても高齢者世帯へのアプローチを強めたいというようなお話もあったかと思いますが、その部分についても何か取り組んでらっしゃることですとか、今後の課題があったら教えてください。

○松田建築住宅課長 御高齢の方々はもちろんテレビだとかラジオ、そして新聞等を見る機会もございますので、この事業におきまして、テレビで219本のCM、そしてラジオで114本のCM、あと50台のバス広告をやりまして、いろいろ周知が図られているのではないかというふうに思っております。

また、高齢者等につきましては、各市町村から戸別訪問していただいたりとか、そういうところをお願いしているところがございます。今、その取組をやっているところでございます。

○山内佳菜子委員 ありがとうございます。宮崎はまだまだ耐震化率を伸ばしていかないといけないかなという部分で、県と市町村での役割というか、すみ分けがこの事業によってできた

というのは、一歩前進かなと思っておりますので、本当に高齢者の方への丁寧なアプローチ、あときちんと耐震化までつなげるというようなところまで、しっかり今後も対応いただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内いっとく委員 15ページの津波浸水想定の見直しについてなんですけれども、今どういう状況なのかということと、まだ僕が理解してないだけかもしれないですけど、いつまでに見直しを終わらせるのかというのは、どういうスケジュール感になっているのか、教えてください。

○松田都市計画課長 現在、県のほうで浸水想定図の見直しを行っております。その浸水想定図の見直しが終わりましたから、津波災害警戒区域の指定を行っていくわけですが、7年度までに沿岸10市町の指定を行っていきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 まず、今回の事業でお礼なんですけれども、河川とか急傾斜とか、いろいろ住民の方から要望はあるんですが、本当に土木事務所さん、迅速な対応をいただいております、心からお礼を申し上げたいと思います。

それで、まず5ページのところなんですけど、不勉強で申し訳ないんですけども、この国土強靱化の予算の補助とか交付金、こういうのの補助率とか。あと国から枠があって、その枠に応じて事業を上げるのか。事業に対して国が必要な予算を全部つけてくれるのか、そのシステムを教えてください。

○植村技術企画課長 枠につきましては、例えば5か年加速化対策事業でしたら、5か年で15兆円という全体の枠が示されておまして、その分が例えば宮崎県に幾ら配分されるのかというのは定かではありませんが、防災・減災対策

の中で重点的に進める施策メニューがございますので、そこのメニューに沿ったものを要望していくという形になっております。

これまで5か年加速化対策につきまして、補正予算で全て措置されておまして、国の補助事業と交付金事業を利用しておりますので、おおむね50%程度の補助率となっております。

○黒岩委員 当初予算が少なく、補正で予算がつくみたいなんですけれども、その理由は何なんでしょうか。

○植村技術企画課長 5ページのグラフで見ていただくと、青い部分が当初予算ということになっておまして、若干の上下はございますけれども、極端に低いというわけではありません。対前年度、大体100%というか、1.0で大体推移しているということで、強靱化があるので、当初が極端に少ないという認識ではございません。

○黒岩委員 理解としては、当初と補正と組合せて予算が来るということでの理解でよろしいのでしょうか。

○植村技術企画課長 おっしゃるとおりだと思います。

○黒岩委員 あと今度は14ページなんですけれども、延岡のほうで追加で避難タワーを設置されるというところなんですけど、たしか私の記憶によりますと、高齢化率とか、そういったものでもう一回、算定をし直したところ、ここは必要どころが出てきたということで対処されるというふうに記憶しているんですが、この見直しというのは、例えば今後5年単位とか、そういう感じで見直しをされていくんでしょうか。

○松田都市計画課長 先ほど避難訓練を各地で行うという話をさせていただきましたけれども、実際に訓練を実施したりですとか、地域の社会情勢が変化したりですとか、そういった変化を

することによって、地元自治体で必要というふうに判断した場合に、見直すということをやっている状況でございます。

○黒岩委員 ありがとうございます。続きまして、16ページのところなんですけど、耐震化率を7年度末までに90%にされるというところなんですけど、この目標とされるパーセント、実際の棟数に対して、耐震化する場合に100万円の県の補助があるということなんですけど、実際目標とされる棟数と確保される予算が合っているのかどうかというところなんです。ある市町村によると非常に件数が少なくて、相談に行ったら今年は何件しかないとかという状態が起きているというふうに聞いているものですから。そのあたり、いかがなんでしょうか。

○松田建築住宅課長 この90%の目標というのは非常に、そこまで易しい目標ではないのかなというふうに認識しております。ただし、着実に耐震化率が伸びていることは確かでございます。そこをどう促進させるかというところがございます。その促進に向けて、予算の確保についてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、この目標に近づけるように一生懸命やりたいと思います。

○黒岩委員 ということは市町村から上がってくる要望には対応できる予算は確保しているんだという理解でよろしいんでしょうか。

○松田建築住宅課長 補正ですとか、いろんなことで各関係課とも協議しながら、しっかり予算の確保をしてまいりたいと思います。

○黒岩委員 ありがとうございます。

○齊藤副委員長 まず、冒頭にお礼を申し上げます。先週、夕方、県庁付近を走っていらしたら、職員の方が掃除をしてくださっていて、お聞きしたら、県土整備部の皆さんがされてい

るということをお聞きしたので、本当に感謝申し上げます。

お尋ねしたいのが、幾つか理解できてないところがありまして、まず6ページの技術企画課、下のほうに、国県道の整備率は、九州最下位（約70%）と書かれているんですけど、この整備率というのはどのように計算されるものか教えてください。

○田中道路建設課長 道路の整備率でございますが、まず改良率でございます。道路の改良5.5メートル、2車線でございますけれども、その改良率で、改良が済んだものを延長割して率を出しております。国県道併せて、現在70.5%というような状況でございます。

○齊藤副委員長 改良率というのは、新しく道路を造るということではなくて、既存の道路が傷んできて、それを直すのにという考え方なんですか。

○田中道路建設課長 車の離合が困難なような狭い道路、いわゆる一車線道路みたいなものを5.5メートル、車が離合できるように改良する、幅員を広げるというような形を改良というふうに位置づけて、その率を改良率ということを示しております。

○齊藤副委員長 拡幅工事という理解でいいんですか。

○田中道路建設課長 拡幅、もしくは現道の拡幅が困難な場合はバイパスということで、ルートを変えて2車線で整備する場合もございしますが、狭隘な道路を離合可能な2車線の道路に改良した率ということでお考えいただくといいかと思っております。

○齊藤副委員長 あくまでもこれ国土強靱化なので、道路をより質を高めるという、そういった意味の改良工事という理解でいいんですね。

○田中道路建設課長 国土強靱化も含みますし、通常の日常生活の中での利便性とか、経済での貢献とか、そういうもの全て考える中での一つの指標かというふうに思っております。

○齊藤副委員長 分かりました。あと12ページの港湾課のところ、資料の下の方に官船派遣事務所って記載があるんですけど、この官船派遣事務所は初めて聞く言葉なので教えてください。

○岩切港湾課長 国交省がいろいろ船を持っております。その船を持っている事務所、そこが派遣できる事務所ということで、九州の中では八代港、熊本港、北九州港にそういった船が配置されているという状況にあります。

○齊藤副委員長 分かりました。ありがとうございます。

あと13ページの下に、県が整備された一ツ葉、それから東地区の北と南と3か所記載されているんですけど、大体避難高台を整備するのに、実績としてどれぐらいかかったものなのか、それぞれ教えてください。

○岩切港湾課長 収容する人員について、まずお答えを差し上げたいと思いますけれども、一ツ葉地区に関しましては3,300名を対象に収容する施設でございます。あと東地区の北については400名を収容する予定であります。あと東地区の南に関しましては1,300名となっております。

それぞれの事業費と期間につきましては、全体のものだけしか持っておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○齊藤副委員長 あと14ページの都市計画課の下ところに、避難場所・避難経路の整備ということで、令和6年度の実施箇所がそれぞれ書かれているんですけど、それぞれが記載された資料を頂きたいんですけど。

○松田都市計画課長 準備してお持ちしたいと思います。

○齊藤副委員長 あと最後、これも言葉の理解ができてないもので、17ページの河川課の分で河道掘削というところがあるんですけど、私は、河道掘削としゅんせつとがまだごっちゃになっていますが、そこを教えてください。

○和田河川課長 河道掘削としゅんせつの違いについてであります。

河道掘削といいますのは、河川がもともと断面が狭いというか、その断面では水が流し切れない、あふれてしまうというところで、要は川の拡幅、掘り広げて水が流れる面積を広げるといのが河道掘削というふうに呼んでおります。

一方、しゅんせつにつきましては、もともとあった河道に土砂がたまってきて堆積してしまったりといったものを取り除く。要は維持管理の上でたまった土砂を取り除くというのをしゅんせつというふうに呼んでおります。

○齊藤副委員長 そしたら、河道掘削というのはあくまでもしゅんせつ、たまったものを取り除くという意味ではなくって、もともとの河川を広くしたり深くしたりとするのが河道掘削ということではないんですか。

○和田河川課長 おっしゃるとおりです。

○齊藤副委員長 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○田中道路建設課長 先ほどの道路の改良率について補足をさせていただきます。

先ほどの70.5%は、国県道の県が管理する分の改良率でございますが、緊急輸送道路、災害の際の輸送道路となる緊急輸送道路につきましては、今は県管理道路で85.1%の改良率というふうになっております。

○佐藤委員長 70.5を85.1に修正ということで

すか。

○田中道路建設課長 70.5%は国県道全て、緊急輸送道路以外の道路も含めた改良率が70.5%ございまして、災害時の緊急輸送道路だけに絞ってみますと、改良率は85.1%ということでございます。

○齊藤副委員長 今の緊急輸送道路といたら、どういった道路になるか教えてください。

○田中道路建設課長 大規模な災害時に軸となるのは東九州自動車でございますけれども、この東九州自動車道を補完する形で、県内の縦軸と横軸を形成する国道や県道です。この重要な国道や県道を緊急輸送道路ということで位置づけしております。

○齊藤副委員長 国道、県道全てが緊急輸送道路ではないですよね。

○田中道路建設課長 緊急輸送道路は、まず第一次の緊急輸送道路というのがございまして、これは県庁所在地とか地方中心都市や重要港湾、空港を結ぶ道路でございます。

第二次緊急道路につきましては、この第一次緊急輸送道路を補完する、市町の役場とか、そういうものを結ぶネットワークということで、そういうふうな主要な地点を結ぶネットワークを緊急輸送道路ということで位置づけて、重点的に整備を進めております。

○齊藤副委員長 勉強になりました。

○坂口委員 今後の課題である治水対策です。まず遊水地を確保していくという計画が一つあります。これもかなり効果があることなんですけれども、遊水地となると農地だったり、いろんな個人所有の土地を一定区域、囲まざるを得ないです。いざというときは、そこに水を入れていくということで。

事前にその了解、同意とか、それから補償に

対する契約とかを準備しといて、そしてこういう条件になったときは流させていただきますという了解を事前に求めとかないと、雨が降るらしい、降水帯ができるらしいからの交渉じゃないと思うんです。

それが一つあるのと、今後のスケジュールの中にそういうのもあると思うんですけれど、それがもう一つと、結構大きいのが水田の貯留能力を利用する。ちょうど降水期、雨の時期に合わせて田植が始まるもんですから、田んぼはほとんど水が入っているんです。そこでどれだけの、治水のための容量が確保できるかだけれど、水の排水口から抜けた後の土手の高さが容量です。そのためには雨前にそこを塞がないと駄目です。そしてためないと。

この行為がかなり危険なのと、相当な箇所があるということで、雨の時期、稲が植わっている時期に、水田を遊水のためのスペースとして確保しようとする、そこらは誰が閉めるんだって、いつ指示を出すんだって、それに伴うリスクというのはどうするんだって。また効果が大きいんですけど、かなり難しい問題があると思うんですけれど、これらの整理というのは効果を考えると大変だけれど、事前に整理しといて、いざというときはそこをぴたっと塞げるようにして。

水田が今どれぐらい県内であるんか分からんけれど、仮に2万町歩あったとしたら、圃場整備で今30センチの畦畔をつくっていますから、5センチから10センチぐらいが実際に田んぼに張られている水だと思うんです。20センチのゆとりがあって、2万ヘクタールっていったら、どれぐらいになるんか。これは広域やけど、これ事前の準備が要るし、同意が要ると思うんです。

だから、そこらはぜひまた、これ県土整備部単独で解決できる問題でもないし、農政水産部あたりも絡んでくるでしょうし、1回、庁内的にこれ整理されて、ぜひその準備をしっかりと整えておいてほしいなって気はします。

○和田河川課長 今御指摘のありましたお話は、大変重要な課題であり、また大きな効果も感じられることかなと思っております。

まずは最初にお話がありました、その遊水地の整備につきましても、今この流域治水プロジェクトの中では位置づけられております。

ただ具体的に、新たに遊水地を整備するとありますと、御指摘がありましたとおり、用地の取得ですとか、了解が必要になってくるといったところで、具体的には、まだ一級河川大淀川の都城のほうで計画がなされているといったところでございますが、それぞれの宅地、各家庭で、例えば雨水をためるタンク、これが200リットルとかためれるタンクですとか、あと庭にすぐ排水してしまわなくて、ちょっと板で塞ぐなりして、5センチでも10センチでも庭に水をためていただくといったようなところで、これまで都市化が進んできている中で、一気に川に水が流れてきて川があふれてしまうというところを、逆に土地に浸透させたり貯留するというところで、一つ一つは小さいですけど、そういった積み上げをすることで、まさにこれが流域治水につながるのかなといったところで考えておりました、国のほうが流域治水関連法案のほうで改正している中では、そういったところへの規制というお話もありますので、まだ県内ではそこは具体的には進んでいないところなんですけれど、今後もまた検討を進めていきたいと考えております。

それから、田んぼダムのお話です。こちらも

効果が大きいということで認識しておりまして、農政水産部のほうでは、今のところ実証実験ということで、200ヘクタールについて、田んぼダムについて取り組むということで、用水に排水、田んぼから吐き出すところに板をはめて、一定水位以上上がったら放水するような形の、三角堰板というふうに呼んでいるんですけど、そういったのを設置することで貯留を進めていこうということでは話がありますが、議員御指摘がありましたように事前の放流、一旦、とにかく水を吐いてもらうといったようなところは、まだ検討をなされていないところですので、今後また流域治水対策に取り組んでいく中で、またそういったところについても、関係部局と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○坂口委員 水田、事前放流まで至らなくても現在の水位、そこから上というのはどこかから出ているわけです。だから、出ているところを閉めないと、そこに貯留能力が出てこないで、誰がどの作業をやるかというのがひとつあるなど。だから事前でなくてもいいと思う。直前に閉めるという行為で、開けるじゃなくて。

それから遊水地なんですけれども、四、五十年ぐらい前かな。よその県でだけれど、そこが川下で被害が出るような洪水というのが、大体10年に1回ぐらいの確率だったみたいです。

当時、稲で得られる収益というのが反当5万ぐらい。それを10年間やったとき50万でしょう。その倍ぐらいのお金を契約して払って、10年のうちに1回水で、その田んぼに水を流されたとしたって、倍ぐらいを補償としてもらっていて、それは十分川下が了解していて歓迎していて、それが契約として成り立ってと。いざというときはここに全て流しますよという遊水です。

たまたま条件が合ったと思うんです。川の高さ、そういった遊水地と予定している土地のレベルとの差というんですか。そこに流して、また下から排水、川へ戻していけるというような立地条件が合ったと思うんです。自然のものを利用して、かなり大きい遊水地だと思うんです。逆に、霞堤を閉めるようなことでしょうか。開けて閉めるというようなこと、そして時間差をつけて、また流していく。

それをやるには、上空からのまず地形の調査が一つ要るのかなというのと、そこに事前に、補償金だと思うんです。損害の何倍かのものが返ってくる。それをまた、それ以上の効果を受ける、その住民の人たちが理解をして、税をそこに出すということに了解が取れるというような。そういうのもちょっと適当な場所というのがあるとすれば、これは大きいと思うんです。言われるようにバケツ一つ、おわん一つでも、それは治水、それを雨が通り過ぎた後に流せば、時間差で川を越すことのない効果があるから。

思いつきをぺらぺらしゃべっていますけれど、結構実例もあることと、やろうとしたら課題が事前に整理しとかんといかんところがあるなと思ったものですから。これは検討でもいいんですけれど、ぜひお願いしておきます。

○和田河川課長 貴重な御意見ありがとうございます。まさに流域治水は、令和2年度くらいから取組を始めているところなんですけれど、関係機関だけでなく、各企業ですとか地域住民、流域の皆さんが、それぞれが一人一人、自分事として捉えて、治水という意識を持っていたかかないといけないというところが、非常に大きな課題かなと思っておりますので、今いただいた御意見も踏まえて、また流域治水に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひよろしく申し上げます。僕らも含めですけど、よく行政が使うのに、資源とか総動員ってありますけれど、治水資源とは何ぞや。その総動員たる……。県民一人一人が理解すべきかなと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

○山内いっとく委員 今水害対策ということで、消防団、水防団の方に実際に聞くと、水門を閉めるというときに……。管轄的には、県土整備部とかになってくるんですかね。

一方、普通の消防団でいくと、危機管理のほうになっているのかなと思うんですけど、実際大雨が降って水門を閉めた情報というのが、危機管理のほうは正式ルートでは都城市とか、何も入ってこない、土木整備の維持管理のほうでは何か把握しているようだけれどということで、地域の人からすると、水門を閉めた情報というのが欲しいんだと、どこがいつ閉められたかというのが。各関係機関との連携ということも言われましたけれど、いつ閉めましたというのが見える形には何かできたりしないものか、教えてください。

○和田河川課長 水門、樋門につきましては、施設そのものは、治水上、必要なものについては河川管理者、県が管理している河川であれば、県のほうで管理しておりますが、水門、樋門の操作につきましては、基本的には各市町村さんに委託、操作をお願いしているといったところで、その開け閉めをする判断とか、開け閉めしている状況についても、開け閉めする基準については県のほうで定めて、こういったルールで申し上げますということをお願いしているんですけど、実際今閉めているか開いているかについては、そこは市町村さんのほうに把握をお願いしてまして、河川のほうでは、今閉まって

いるか開いているかというところのリアルタイムの情報は入ってきていない状況であります。

○山内いっとく委員 市町村に聞くと、河川国道事務所とかですか、その基準とかでやっています。市町村の危機管理課も、だからそこを今閉まっている、開いているというのを正式には把握していませんと言うんです。

どこがそうやってちゃんと持っていて、情報提供できる立場にあるのかと。何か聞くと、もし間違った情報を出してしまったときの責任が取れないような、空振りでも大雨警報とか出しているのに、今、外水氾濫よりも内水氾濫で被害を受けることが多いのかなと思うんですけど、どこかがちゃんと主になってやらないといけないかなと思うんですけど、そこはどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○和田河川課長 水門、樋門につきましては、その地域、もちろん市町村さんをお願いしているんですけど、市町村さんから消防団なりに操作をお願いしているという話も聞いておりますので、その内水氾濫が起きる、中のほうの河川といたしますか、水路の流域の自治体の自治会の方と消防団との連携というのが非常に大事なのかなと思っております。

今伺っている中では、基本的にはそういった自治会長さんなりと、あとは消防団のほうとでそういった情報のやり取りをしているというふうには伺っていますので、そういったところでの情報共有というのを図っていただくように、また県のほうからも働きかけていくといったことも必要かと思っております。

○山内いっとく委員 状況としまして、自治会と消防団との連携なんですけれども、自治会の範囲と消防団が管轄する水門の範囲が違っていたりして、そこはできていない部分も若干あるん

です。そういうのも含めて、各市町村に連携について言っていただけたらありがたいなということで、意見ということでお願いします。

○川添委員 17ページの河道掘削につきまして、令和7年度までに一応洪水、浸水が想定される地区のしゅんせつ、河道掘削が一応全てやり終えるということで、またこれ継続の要望は出しているところなんです。今後、しゅんせつ、河道掘削を行ったところは、またどうしても土砂が堆積してくると思うんですけど、大体河川では同じようなポイントで、例えばちょっと曲がっているところとか、たまりやすいところとか、そういったところでしゅんせつ等をやっているわけなんです。地域の方々からは増水が大分抑えられていて、非常に感謝されているところであったんですが、これは大体どれぐらいの周期で、例えば同じようなところをしゅんせつしている場合にたまってくるのか。そこら辺の河川の……。これ川によっても、また地区によっても状況は違うでしょうけど、また同じように最初から取っていくというところはどれぐらい、何年ぐらいのスパンなのかなというところが、もし分かれば教えてください。

○和田河川課長 しゅんせつのサイクルにつきましては、委員のお話もありましたように、河川によってまちまちで、上流、下流でもまたそれぞれですので、一概に何年周期というのはないところではありますけれども、一旦掘っておくことで、そこがまたたまるということで、ポケットのようにつくっておくことで、次のしゅんせつときには工食用道路とか仮設工事があまり負担がかからないように、割とコスト削減が図れるような掘削の仕方ですとか、そういったところに配慮しながら掘削工事は進めているところなんです。

○川添委員 あとこれ合計400万立米と。この土砂は、相当な量なんですけれども、大体どういうふうに処分をされているんでしょうか。

○和田河川課長 こういった河道掘削で生じる土砂、建設発生土と呼んでおるんですが、基本的には公共工事間での利用、ほかの盛土工事があれば、そちらのほうで活用するというのが基本的な考え方なんですけど、どうしても全てそれで使えるわけではないといったところでいきますと、やっぱり捨て土をどこかに持って行って、埋め立てないといけないといったようなところがございます。

今まさに、そういった捨て土場所がどんどん、これだけのボリュームの河道掘削をしていますので、その確保というのが課題になってきておりました、市町村さんとも御協力いただきながら、こういった掘削土砂の土捨て場の確保というのには努めていきたいと考えております。

○川添委員 ありがとうございます。最後に、14ページの津波避難施設の整備ですけれども、23か所が完成しまして、延岡市において4か所を予定されているということで、今後も避難タワー、避難施設の計画といたしますか、いろいろハザードマップとか、沿岸部のほうを見ていると、どう考えても避難タワーがあったほうが良いような場所が幾つか見られるんですけれども、そこら辺の話というか計画……。延岡をつくって、その後、またいろいろ協議をしていくのか。そこら辺が分かれば教えていただきたいと思えます。

○松田都市計画課長 先ほども質問がございましたけれども、実際に整備をする段階で、机上の想定で各自自治体に配備をして、建設を進めてきたところなんですけれども、実際に避難訓練などを行った際に、津波が到達するまでに避難が完

了しないですとか、そういったことがある場合には配置を見直して、さらに必要なものは整備をしていくということになりますので、そういったことを繰り返しながら、津波に強い地域づくりを進めていくということになるかと思えます。

○山下委員 さきの河道掘削の関連で、質問じゃないですけど。実は昔はこの河川というのは、ほぼほぼ、どの河川にも砂利屋さんがあって、砂利さんが全て、川の掃除をするような形で砂利を取って販売をしてやっていたんですが、今回はわざわざお金を出して業者に川を掘らして、砂利を捨てるというようなことがなされているわけなんですけれども、なぜ、私は昔のような形に戻されないんだろうかなと。

今、砂利なんか大きな山を砕いて、岩を砕いて、わざわざ砂をつくったり砂利をつくったりしているわけです。なぜ、どういう状況で砂利屋さんの事業が廃止されたのか。そこが分かれば教えていただきたいです。

○和田河川課長 河川の砂利採取、そちらについては昭和48年度に、それ以前から砂利採取をしていた業者さんにも、その場所での採取を許可するというので、それ以外についても新たな許可はしないというふうに決めております。

その理由なんですけれども、砂利採取業者さんが掘りたいところ、取りたいところの場所と河川管理上支障がある、掘削をしないといけないところというのが一致しないといったようなことが生じておりました、要は我々河川管理上、ここの土砂を取らないといけないというところが、砂利としてあまり活用できないものが多く混じっているとか、粒が大き過ぎるとか小さ過ぎるとか、そういったところのマッチングがなかなかできないといったようなところがあると

か、河川管理上掘り過ぎて川底が下がり過ぎてしまうといったようなところが、当時の時代背景としてはあったのではないかと思っております。

ただ一方、現在確かに河川管理者のほうで、国土強靱化予算で掘削を行っているんですが、公募というのを行っておまして、そのしゅんせつした、掘削した砂利について買い取りませんかということ、そういった砂利採取業者さん等に買取りの公募をかけておまして、例えば令和5年度でいきますと1.2万立米ほどは骨材化をさせていただいているといったような状況もありまして、全部が全部、税金をかけて掘って埋めるまでするというわけじゃなくて、有効活用いただけるものについては購入して、有効活用させていただくといったような取組も進めているところです。

○山下委員 私の地区あたりでも、昔は川であったんだろうと思うんですけど、田んぼを掘削して、砂利を掘って洗って、分別して売ったり、そういうことも過去にやっています。

ですから、ああいう状況を見ると、今掘り過ぎるとか、取っちゃいけないところを取るとか言われるけれど、そこはちゃんと管理指導さえすればできるわけですから、決して多くない予算ですから、そういうことも対応として、私は県から国に提案して、今後見直していかないと、なかなか……。人口減少で金はなくなる。そして、これだけの大雨が降り始めると、掘ったけれど、また埋まるのはどんなんですかという話があったけれど、あれだけの水が来たら、一発で埋まりますよ。ダムのあるところ、ないところで違いますけれども。ですから、このことには未来永劫に金かけないと、川の掃除はできないと私は思うんです。

ですから、そこは臨機応変に考えを変えないと、ここだったから絶対いけないんだでは……。昔はとにかくずっと山の岩を割って、砂利をつくるなんかということは考えなかったわけですから、あるものを有効利用していったわけですから、ぜひそういうことも検討していただきたいなと思います。

○和田河川課長 骨材業者さんとも意見交換をしている中なんです、骨材業者さん自身が今なかなか数が減ってきているというところで、河川の砂利になりますと、掘る場所によって粒の大きさなり量が変わってくるということで、それに応じた骨材プラントの整備をまたしないといけないと。

そういったところが、なかなか経費がかかるということで、今基本的には山の採石場から取ってきた、品質が安定しているものを活用するということが、コスト的にもメリットがあるということで、砂利業者さんのほうも、どうもそちらのほうにシフトしているところが多いといったようなところもありますので、河川の掘削につきましては、また骨材業者さんとも意見交換しながら取組は検討していきたいと思っております。

○山下委員 まさに今、そういういろんなプラントの関係とかがあって、そういうことがあるんでしょうけれども。

私はあれと思ったのは、今運動公園に行く道路が、一部セメントで舗装をやっているじゃないですか。もともと道路を舗装始めたとき、今のアスファルトはなくてセメントでした。ですから、なぜ、あそこがまたセメントになっているのかなと思って、いつかどういう理由なのか聞きたいなと思ったんですけど、それが分かれば教えてください。

○植村技術企画課長 分かる範囲でお答えさせ

ていただきます。

コンクリート舗装の場合は耐久性があるというメリットがある一方、ただ舗装をやり直して開放するまでに時間がかかるというデメリットもございます。また価格も高いと。アスファルトの場合は、耐久性はコンクリートよりも低いですが、すぐにアスファルトを打ち直した後に、交通開放が速やかにできるというメリットがございます。一長一短ではあるというところで

国道220号の木花の手前がなぜコンクリート舗装かというのは、国土交通省の管理なので、試験施工なのか、何なのかちょっと分かりませんが、そういったメリット、デメリットがあるので、場所を分けて、使い分けるといったことだと思います。

○山下委員 要するにあそこは、国交省がテスト的にあんなことをやっているんですか。それともあの地域はコンクリート舗装のほうがコスト的にというか、安全的にというか、いいというようなことであんなことになっているの。

○植村技術企画課長 正直、国土交通省の管理なので理由は定かではないんですが、あそこは4車線なので、例えば2車線潰して施工する際に、反対側に車を迂回させるとかいう、地理的な状況もあって、試験なのか本施工なのかちょっと分かりません。理由は定かではありませんけれど、一応コンクリートとアスファルトのメリット、デメリットの違いについては、先ほど申し上げたような形です。

○山下委員 分かりました。

○重松委員 河道掘削について、環境の問題です。例えば魚卵とか、そういう卵、魚の生態系が変わるようなことにもなるかなというふうな思いがあって、それには内水面漁協さんとの協

議とか、そういうことはされるんでしょうか。

○和田河川課長 掘削する際におきましては、関係する漁協さんとも意見交換しながら掘削しておりまして、河川の掘削の基本的な考え方としましては、川の水が流れているところは掘らずに、その横に河川敷といいますか、土が水面よりも上に出ているところ、そういったところを基本的には掘るようにしておりまして、川の中の水生生物には極力影響を与えないような掘削の仕方を行っているところです。

○重松委員 なるほど。分かりました。あともう一点、雨水貯留の件なんですけれども、高岡もそうですけれども、都城の下川東も、瓜生野のほうでも、地勢的に本流とか支流よりか低いところには、どうしても用水路の水がどんどんあふれて、たまっていくんです。ここには未活用の国有地を活用しと書いてあるんですけれども、国有地だけじゃないとできないものなんですか。県とか市とか、そういうことはできないんでしょうか。

○和田河川課長 例示として挙がっているだけです。国有地以外についても検討の余地はあると考えております。

○重松委員 いつもそのようなところは水がたまって、床下浸水になるということで、また改良していただきたいと思います。

○今村委員 2点、教えてください。6ページのインフラ施設の老朽化施設の対策未完というところなんですけれども、この老朽化施設というのは、どういったものがあるのか、あとこの計画等予定というのは、もう全然ないものなんですか。

○椎葉道路保全課長 例えば、橋梁、トンネル、それから、大型のカルバートだとか門型標識とか、舗装も含めて、そういった老朽化施設と

いう位置づけをしているものがございます。

計画につきましては、長寿命化修繕計画というものをそれぞれの施設でつくっておきまして、5年に1回の点検をしながら、その点検結果を踏まえて健全度を上げていくというような取組を行っておるところです。

○今村委員 ありがとうございます。次に10ページの国道222号線の無電柱化ということで、今していると思うんですけど、これ以外も今後、計画はあるのでしょうか。

○椎葉道路保全課長 無電柱化につきましては、防災上、非常に有用な、有効なものだと考えておきまして、先ほど説明しましたけれども、都市部の緊急輸送道路、ここを重点的に無電柱化を図っていきたいと思っております。

南海トラフを想定したときに重要となる道路、例えば国道218号だとか、ここに載っております国道222号とか、こういった緊急時に輸送ルートとなる都市部について、無電柱化を進めていきたいと思っております。

○黒岩委員 水門、樋門の管理の件なんですけれども、新富町ができないというようなことがありまして、その後のその部分の水門管理はどうなっているかということと、もう一つは、ほかの市町村から同様の動きがないのかどうかを教えていただきたいと思っております。

○和田河川課長 新富町のほうで委託を拒否された水門について、7基ございますけれども、それにつきましては、県が直営で操作をするといったところで、今年度からもう既に取り組んでいるところなんです。

ただ、その操作につきましては、県にはあまりノウハウがございませんので、それまで操作をされていた消防団ですとか、地域の方々とも十分話し合いをして、適切に操作できるように取

り組んでいるところなんです。

ほかの市町村さんからそういった意見がないかといったところにつきましては、意見交換する中では、今のところ、そういったお話は聞こえてきておりません。

○黒岩委員 知事が今後は自動化とか、そういったものを目指していくんだという話もちょっと聞きましたけれども、その手順といたしますか、どういった取組をされていかれるのでしょうか。

○和田河川課長 樋門の自動閉鎖化につきましては、これまでは東日本大震災を踏まえて、水門操作員の命を守るということで、津波の浸水が想定される区間について、優先的に自動閉鎖化というのを取り組んできたところなんですけど、またこういった水門操作が難しいといったところですか、そのあたりを踏まえまして、それ以外のところについても、今操作を委託を受けていただいている市町村さんとそれぞれ意見交換しながら、優先度は市町村さんの意見も踏まえて、自動閉鎖化というのをより一層進めていきたいと考えております。

○黒岩委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○岩切港湾課長 すみません。先ほど御質問いただきました宮崎港の避難高台についての3つのそれぞれについての情報でございます。

一ツ葉地区の避難高台につきましては、平成28年から令和2年度までの期間で工事をしておりまして、事業費は5億7,700万円、東地区の北の避難高台につきましては、平成27年と28年に整備をしておりまして、7,400万円、東地区の南の避難高台につきましては、平成27年に整備をしておりまして、8,300万円の事業費となっております。

○佐藤委員長 先ほど、齊藤副委員長からあつ

た分も、松田都市計画課長、資料は全員にお願いいたします。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、ないようでありますので、県土整備部はこれで終了したいと思いません。

皆さん、御退席いただいて結構です。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項（1）の県内調査についてであります。

まず、7月23日火曜日、24日水曜日に実施予定の県南調査ですが、お手元に配付の資料1を御覧ください。

前回の委員会におきまして、調査先について御一任をいただきましたので、御覧のような日程表を作成しました。

初日ですが、まず、ひなた宮崎県総合運動公園において、土地勘のない旅行者を含め、公園利用者がどう避難することになるのかを調査し、午後は、能登半島地震を念頭に、大隅半島に含まれる串間市での防災計画や企業BCP策定の状況を調査するため、串間市役所と串間商工会議所を訪問いたします。

その日は、鹿児島県志布志市に宿泊した上で、翌日の午前に、国土交通省九州地方整備局志布志港湾事務所で、大隅半島における港を利用した災害対応について、説明を受けることとしております。

午後は、NHK宮崎放送局において、防災報道の取組や公共放送の事業継続性について調査する予定であります。

この日程案で御了承いただきたいと存じますが、隣県を調査先に加えておりますので、一任をいただいているところではありますけれど、改めて隣県を調査先に加えることにつきまして、皆様の御意見をいただきたいと存じます。

今年度の委員長会議確認事項において、県内において調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で、隣県を調査対象とすることができるとなっております。

今回、能登半島地震を踏まえた調査を行う必要があると考えておりますので、串間市と日南市の一部が含まれる大隅半島の状況を調査するため、隣県である鹿児島県にある志布志港を調査したいと存じますが、御異議はありますか。

○山内佳菜子委員 視察先としては異議はありません。目的も明確です。宿泊地に関して、志布志市になってはいますが、県内じゃなくてもいいとは思いますが、県内の地域活性化も含めて、県内で、串間市内で宿泊先がないのかなとちょっと思ったんですけれども。串間市内では宿泊確保が厳しいので、志布志内で今御検討されているということよろしいですか。

○佐藤委員長 そういうことでございます。

○山内佳菜子委員 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに御異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、当委員会の県南調査は、資料の県南調査日程表（案）のとおりといたしたいと思っております。

改めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、8月6日火曜、7日水曜の実施予定の県北調査ですが、お手元に配付の資料2を御覧ください。

初日、まず延岡新港において、旭化成新港基地株式会社の防災対策について、官民が連携して防護する協働防護の視点で調査をし、午後は、五ヶ瀬ハイランドスキー場の再開に向けた取組について、五ヶ瀬町役場から説明を受けた上で、災害復旧の現場を視察する予定です。

その日は、高千穂町に宿泊をし、翌日の午前高千穂峡の遊歩道の災害の復旧状況を確認した後、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所で、五ヶ瀬川流域の流域治水の取組について、お話を伺うこととしております。

午後は、宮崎地方気象台において、異常気象や気候変動による災害の激甚化等について、気象庁の取組と併せて説明を受ける予定です。

調査先の都合もあり、早々に調整を進めさせていただいている箇所もございますので、特に問題がなければ、この案で御了承いただきたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、災害発生時や調査先の事情により、変更が必要となる場合は、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますので、その点は御了承いただきますようお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○佐藤委員長 委員会を再開します。

次に、協議事項（2）の県外調査についてです。

実施期間は、10月16日水曜日から18日金曜日の予定です。調査先について、御意見、御要望があれば、今お伺いをいたします。10月16日水曜日から18日金曜日、水、木、金、2泊3日の予定でございます。県外です。

○山内佳菜子委員 能登半島の被災地に御負担がない範囲で。

○佐藤委員長 受けられるかどうかは先方に聞いてから、負担のないところで。

○山下委員 もし行政が無理なら、近くに泊まって、レンタカーで回るとかでも。行政が受け入れられんというときには。

○佐藤委員長 そこを基本として。能登半島、今回の災害に絡む状況、現場、いわゆる行政の動きとか。

○山下委員 行政が対応してくれるのはありがたいけれど、もしまだ大変だという状況なら、現場を見とくことも大切。

○佐藤委員長 現場を見るということですね。分かりました。ただいまの御意見を参考にさせていただいて、準備を進めたいと思いますが、具体的な調査先の選定については、正副委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてであります。

回りの委員会での執行部の説明内容などについて、御意見、御要望はございませんか。

午前11時36分閉会

○山内佳菜子委員 個別避難計画とか、一般質問でもちょっと話題になっているので、その取組とか、そういった部分をちょっとお話し聞けないかなと思います。

○佐藤委員長 個別避難計画、危機管理局ですね。ほかには。

○川添委員 資料にも下水道がちょっと入っていたんですけど、水道、下水道の耐震化率の状況と今後の取組。

○佐藤委員長 上下水道耐震化の現状と今後の取組ですね。ほかには。

○山下委員 意見書協議のときのあれをもうちょっと詳しく。この前のウォーターPPP。

○今村委員 もし可能であれば。

○佐藤委員長 次回で収まらない可能性もありますけれど、そのときはその次とかいうことで、今の意見を参考に。また細かいところを聞くかもしれないですけど、そういう流れでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では、ただいまの意見を参考にいたしまして、次回の委員会の内容、またその次の委員会の内容を検討したいと存じます。

なお、ほかの委員会との調整が必要になった場合は、正副委員長に御一任いただきたいと存じます。

最後になります。協議事項（４）のその他でございしますが、委員の皆様からその他何かございせんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。次回の委員会は、7月18日木曜日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 佐藤 雅洋

